

東京高裁総第1701号

令和5年6月27日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 中 村 慎

司法行政文書不開示通知書

令和5年3月14日付け（同月17日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

袴田事件に関する東京高裁昭和51年5月18日判決の担当裁判官が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）